

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・通所型サービスの基準

【令和8年8月1日】

杉並区保健福祉部 介護保険課
高齢者在宅支援課



1 訪問型サービス(第1号訪問事業)

事業の対象者・サービス内容

	介護予防訪問事業 (指定相当訪問型サービス)	自立支援訪問事業	訪問型短期集中プログラム
通称	・A2 ・従前相当サービス	・A3 ・サービス・活動A(指定型)	・サービス・活動C
対象者像	移動能力や認知機能等の低下により、専門職による身体介護を伴う支援が必要とされるケース	移動能力の低下により、日常的な家事に支援を必要とされるケース(認知機能の低下がなく、必要とする支援の内容を自分で判断できるケース)	体力の向上や自宅環境での生活機能の改善に向けた支援が必要で、短期間で改善が見込めるケース
サービス内容	身体介護 - 入浴介助、買い物に伴う移動介助等、利用者の身体に直接触れる介助等 - ADLの意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス(老計10号 別紙1身体介護の1-6に該当するもの) 老計10号: 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について	生活援助 掃除、買い物等 ≪対象者≫ 掃除: 視覚障害の方。骨折等で一時的に代行が必要な場合等。 買い物: 身体機能の問題により移動能力に限界があり、かつ買い物場所が遠方にしかない場合。他の代替手段(ネットスーパー等)をとれない場合等。	保健・医療の専門職(保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士)による短期間・集中的な訪問支援
事業実施所	指定事業者	指定事業者	区の委託
費用	月包括単位	実績払い	1回500円

訪問型サービスの単位・基準等

介護予防訪問事業

サービスコード	A2	人員 ○ 管理者※1 常勤・専従1人以上 ○ 訪問介護員等 常勤換算2.5以上(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者等) ○ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 (資格要件:介護福祉士、実務研修修了者等) ※1 支障がない場合、他の職務、他の事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能
算定単位の取扱い	月包括単価	
単位設定	国の規定した訪問型サービスの算定構造、単位数の通り ○ 訪問型独自サービス11 週1回程度 月1,176単位(13,406円) ○ 訪問型独自サービス12 週2回程度 月2,349単位(26,778円) ○ 訪問型独自サービス13 週2回を超える程度 月3,727単位(42,487円) その他、加算等は別紙サービスコード表参照 ※ 1単位11.4円	
対象	○ 訪問型独自サービス11 要支援1・2、事業対象者 ○ 訪問型独自サービス12 要支援1・2、(事業対象者) ○ 訪問型独自サービス13 要支援2、(事業対象者) ※要支援認定は必須。事業対象者としての利用は認定結果がでる月の末日まで	
		設備 ○ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○ 必要な設備・備品
		運営 ○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ 業務継続計画の策定 ○ 感染症の予防及びまん延の防止 ○ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供等

自立支援訪問事業

※自立支援訪問事業の実施は、介護予防訪問事業（指定相当訪問型サービス）の指定を受けた、杉並区内の事業所が前提となります。

サービスコード	A3	人員 ○ 管理者※1 専従1人以上 ○ 訪問介護員等 1人以上必要 （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者等又は旧訪問介護員養成研修3級課程修了以上の者） ○ 訪問事業責任者※2 訪問介護員等のうち、1人以上必要 （資格要件：訪問介護員等と同じ） ※1 支障がない場合、他の職務、他の事業所等の職務に従事可能 ※2 要介護者と一体型で運営する場合、要介護者にサービス提供責任者が従事し、事業対象者に訪問事業責任者が従事する。サービス提供責任者は現行の訪問介護の基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務することができる。この場合、事業対象者1人を要介護者1人とみなして利用者数と計算する。
算定単位の取扱い	実績払い	
単位設定	介護給付の訪問介護生活援助（45分以上）を基準に算定 ○ 自立支援訪問事業Ⅰ 週1回程度：1回220単位(2,508円) ○ 自立支援訪問事業Ⅱ 週2回程度：1回220単位(2,508円) 月4回まで等、回数上限ルールは削除 その他、加算等は別紙サービスコード表参照 ※ 1単位11.4円 ※ 1回あたりのサービス提供時間は45～60分	
対象	○ 自立支援訪問事業Ⅰ 要支援1・2 事業対象者 ○ 自立支援訪問事業Ⅱ 要支援1・2（事業対象者） ※要支援認定は必須。事業対象者としての利用は認定結果がでる月の末日まで	
		設備 ○ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○ 必要な設備・備品
		運営 ○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 業務継続計画の策定 ○ 感染症の予防及びまん延の防止 ○ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供

訪問型短期集中プログラム

サービス コード	給付管理なし
利用料 の取扱 い	実績払い
利用料	○ 全職種共通※ 500円（1回あたり） （1回あたりのサービス提供時間は45～60分） ※保健師、看護師、理学療法士、作業療法士 言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士
対象	要支援1・2、事業対象者

第1号訪問事業の利用上限

対象	上限単位
要支援1、事業対象者	月2,349単位
要支援2、(事業対象者)	月3,727単位

第1号訪問事業の利用回数ごとの上限単位

利用回数	上限単位
週1回程度の利用	月1,176単位
週2回程度の利用	月2,349単位
週2回程度を超える利用	月3,727単位

事業対象者の取り扱いについて

事業対象者は要支援1相当の状態像を想定のもと、原則利用上限は月2,349単位とする。

月に第5週があるサービス利用回数について

介護予防訪問事業・自立支援訪問事業のいずれも、サービス担当者会議で必要性が判断された場合には、第5週もサービス提供を実施してください。

■ Q & A

1人の対象者が介護予防訪問事業と自立支援訪問事業を組み合わせる場合、別の事業所を利用することができるか？

対象者の情報やサービス提供の方針を一元化できるため、原則1か所の事業所とする。

サービスを組み合わせた利用について

サービスの利用上限の範囲内で、「介護予防訪問事業」と「自立支援訪問事業」を組み合わせた利用は可能である。

※事業を併用する場合は、介護予防ケアマネジメント・介護予防サービス計画において、ニーズに基づき、適切な利用回数、専門的支援の必要性を考慮し、サービスの内容を決定すること。

訪問介護と訪問型サービスを一体的に実施する場合の基準（短期集中は除く）

(1) 人員に関する基準

① 訪問介護と介護予防訪問事業の一体的実施

管理者	常勤・専従1人以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	
訪問介護員等	常勤換算で2.5人以上（資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者等） 2.5人にはサービス提供責任者を含めることは可能	
サービス提供責任者	訪問介護と介護予防訪問事業の利用者数	サービス提供責任者数
	40人まで	1人
	41人～80人	2人
	81人～120人	3人
	120人～150人	4人 ※2
	※2 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上の基準でサービス提供責任者を配置できる。このため3人の場合もある。	

② 訪問介護・介護予防訪問事業・自立支援訪問事業の一体的実施

- 管理者 常勤・専従1人以上 ※1
- 訪問介護員等 常勤換算で2.5人以上(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者等) 2.5人にはサービス提供責任者を含めることは可能
- サービス提供責任者・訪問事業責任者

パターン	サービス	利用者数	サービス提供責任者数	訪問事業責任者数
A	訪問介護 介護予防訪問事業 自立支援訪問事業	1～40人	1人	
B	訪問介護 介護予防訪問事業	40人	1人	
	自立支援訪問事業	1人～		1人以上
C	訪問介護 介護予防訪問事業	41～80人	2人	
	自立支援訪問事業	1人～		1人以上
D	訪問介護 介護予防訪問事業	81～120人	3人	
	自立支援訪問事業	1人～		1人以上
E	訪問介護 介護予防訪問事業	121～150人	4人※2	
	自立支援訪問事業	1人～		1人以上

※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能

※2 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上の基準でサービス提供責任者を配置できる。このため3人の場合もある。

(2) 設備・運営に関する基準

	訪問介護と一体的に実施する場合の 介護予防訪問事業の基準	訪問介護・介護予防訪問事業と一体的 に実施する場合の自立支援訪問事業の 基準
設備	○ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○ 必要な設備・備品	○ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○ 必要な設備・備品
運営	○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ 業務継続計画の策定 ○ 感染症の予防及びまん延の防止 ○ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供等	○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 業務継続計画の策定 ○ 感染症の予防及びまん延の防止 ○ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供

2 通所型サービス(第1号通所事業)

事業の対象者・サービス内容

	介護予防通所事業 (指定相当通所型サービス)	自立支援通所事業	通所型短期集中プログラム
通称	○ <u>A6</u> ○ 従前相当サービス	・ <u>A7</u> ・ <u>サービス・活動A(指定型)</u>	・ <u>サービス・活動C</u>
対象者像	○ 移動能力や認知機能等の低下により、専門職による身体介護を伴う支援が必要とされるケース ○ 一般介護予防事業や自立支援通所事業の利用が困難なケース、不適切なケース	身体機能の維持・向上のため、何らかの通所サービスが必要なケース。(認知機能の低下がなく、必要とする支援の内容を自分で判断できるケース)	体力の向上や生活機能の改善に向けた支援が必要で、短期間で改善が見込めるケース
サービス内容	従前の介護予防通所介護相当のサービス内容	<u>身体機能の維持向上に資するサービス</u>	利用者の課題・目標に対応する2つのプログラムを設定し、短期間集中的にサービスを提供 ① 生活行為向上プログラム 低下した生活機能の改善と日常生活の活動性を高めるプログラム ② 運動器機能向上プログラム 低下した運動機能を改善し、生活機能の向上を図る、運動を中心としたプログラム
事業実施所	指定事業者	指定事業者	区の委託
費用	月包括単位	<u>実績払い</u>	定額

通所型サービスの単位・基準等

介護予防通所事業

サービスコード	A6	人員	○ 管理者 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、他の事業所等の職務に従事可能 ○ 生活相談員等 専従1人以上 ○ 看護職員 専従1人以上 ○ 介護職員 ～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤) ○ 機能訓練指導員 1人以上 (機能訓練指導員:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ師、はり師又はきゅう師)
算定単位の取扱い	月包括単価	設備	○ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○ 静養室・相談室・事務室 ○ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○ 必要なその他の設備・備品
単位設定	国の規定した通所型サービスの算定構造、単位数の通り ○通所型独自サービス11 週1回程度 月1,798単位(19,598円) ○通所型独自サービス212 週1回程度 月1,798単位(19,598円) ○通所型独自サービス12 週2回程度 月3,621単位(39,468円) ※その他、加算等は別紙サービスコード表参照 ※1単位10.9円	運営	○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ 業務継続計画の策定 ○ 感染症の予防及びまん延の防止 ○ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等
対象	○通所型独自サービス11 :要支援1、事業対象者 ○通所型独自サービス212:要支援2、(事業対象者) ○通所型独自サービス12 :要支援2、(事業対象者) ※要支援認定は必須。事業対象者としての利用は認定結果がでる月の末日まで		

自立支援通所事業

※自立支援通所事業の実施は、介護予防通所事業（指定相当通所型サービス）の指定を受けた、杉並区内の事業所が前提となります。

サービスコード	A7	人員	○ 管理者 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、他の事業所等の職務に従事可能。 ○ 介護職員～15人 専従1人以上 介護職員16人～ 利用者1人につき専従0.1人以上（介護職員の1人以上は常勤）	
算定単位の取扱い	実績払い		設備	○ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○ 静養室・相談室・事務室 ○ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○ 必要なその他の設備・備品
単位設定	国の規定した通所型サービス(みなし)の算定構造、単位数の通り(送迎については、介護給付の送迎減算を適用) ○ 自立支援通所事業1(送迎あり) 月4回まで(週1回程度) 1回436単位(4,752円) ○ 自立支援通所事業1(送迎なし) 月4回まで(週1回程度) 1回342単位(3,727円) ○ 自立支援通所事業2(送迎あり) 月5回から8回まで(週2回程度) 1回436単位(4,752円) ○ 自立支援通所事業2(送迎なし) 月5回から8回まで(週2回程度) 1回342単位(3,727円) その他、加算等は別紙サービスコード表参照 ※1回あたりのサービス提供時間は120分以上 ※1単位10.9円			運営
対象	○ 自立支援通所事業1：要支援1・2、(事業対象者) ○ 自立支援通所事業2：要支援2、(事業対象者) ※要支援認定は必須。事業対象者としての利用は認定結果がでる月の末日まで			

通所型短期集中プログラム

サービス スコード	給付管理なし
利用料 の取扱い	月包括払い
利用料	○生活行為向上プログラム ○運動器機能向上プログラム いずれのプログラムも共通(1か月あたり) 週1回 1,600円 (送迎なし1,200円) 週2回 3,200円 (送迎なし2,400円) ※ 生活行為向上プログラムは別途、 食費の実費負担あり
対象	要支援1・2、事業対象者

第1号通所事業の利用上限

対象	上限単位
要支援1、事業対象者	月1,798単位
要支援2、(事業対象者)	月3,621単位

自立支援通所事業と通所介護、地域密着型通所介護（以下「通所介護」という。）
及び介護予防通所事業との一体的な実施について（短期集中は除く）

一体的に実施する場合には、プログラム等を分けるなど、要介護者の処遇に影響を与えないことを前提に、居宅要支援被保険者等については市町村が定めたサービス・活動Aの基準による人員配置等により実施することとなる。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」p85-p86より

自立支援通所事業と通所介護、介護予防通所事業を同一事業所で提供する場合の区分方法として、以下の実施方法が考えられる。

R7年度まで		R8.4.1以降～	
1	別の部屋で実施	1	<u>グループを区分して実施する</u>
2	部屋を区切って実施 例) パーテーション等により機能訓練室を仕切って実施		<u>※部屋を区分する、時間帯を区分することまでは求めない</u>
3	時間帯を分けて実施 例) 午前は介護予防通所事業、午後は自立支援通所事業を実施		
4	曜日を分けて実施		

通所介護と通所型サービスを一体的に実施する場合の基準

(1) 人員に関する基準

	通所介護と一体的に実施する場合の 介護予防通所事業の基準	(通所介護・介護予防通所事業)と一体的に 実施する場合の自立支援通所事業の基準
管理者	常勤・専従1人以上	常勤・専従1人以上
生活相談員	専従1人以上 (生活相談員・介護職員の1名以上は常勤)	_____
看護職員	専従1人以上 (利用定員10名以下の場合は、看護職員1人以上又は介護職員専従1人以上)	_____
機能訓練指導員	1人以上	_____
介護職員	～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人につき専従0.2人以上	～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人につき専従0.1人以上 (介護職員の1名以上は常勤) (通所介護・介護予防通所事業と兼務不可)

利用定員は要介護者、要支援者、事業対象者を合わせた人数とする。

人員に関する基準（通所介護と通所型サービス） 再掲

	通所介護と一体的に実施する場合の 介護予防通所事業の基準	（通所介護・介護予防通所事業）と一体的に実施する 場合の自立支援通所事業の基準
介護職員	～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人につき専従0.2人以上 （通所介護と兼務可）	～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人につき専従0.1人以上 （介護職員の1名以上は常勤） （通所介護・従前相当サービスと兼務不可）

【介護職員】通所介護との同時時間帯実施における配置例

・同時時間帯に実施しており、利用者数は合わせて「18名」の場合

	通所介護＋A6(介護予防通所事業)		A7(自立支援通所事業)		介護職員計
	利用者数	介護職員	利用者数	介護職員数	
1	18名	1.6人	0名	0人	1.6人
2	15名	1人	3名	1人	2人
3	10名	1人	8名	1人	2人

※人員基準上、常勤換算で最低減の配置数です。

(2)設備・運営に関する基準

	通所介護と一体的に実施する場合の介護予防通所事業の基準	(通所介護・介護予防通所事業)と一体的に実施する場合の自立支援通所事業の基準
設備	○ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○ 静養室・相談室・事務室 ○ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○ 必要なその他の設備・備品	○ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○ 静養室・相談室・事務室 ○ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○ 必要なその他の設備・備品
運営	○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ 業務継続計画の策定 ○ 感染症の予防及びまん延の防止 ○ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供等	○ 個別サービス計画の作成 ○ 重要事項の説明・同意 ○ 業務継続計画の策定 ○ 感染症の予防及びまん延の防止 ○ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○ 秘密保持等 ○ 事故発生時の対応 ○ 廃止・休止の届出と便宜の提供等